

NEWS LETTER

2010年1月号 (No.139)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikai.com/

2010年度税制改正大綱のあらまし

あけましておめでとうございます。

2010年度税制改正のあらましをご案内します。民主党に政権交代をして初めて

の税制改正大綱となります。

3月中に国会の審議を経て、正式に法律になる予定です。○・減税 ×・増税

区分	項目	時期	内容
法人税 	特殊支配同族会社の損金不算入の廃止○	10年4月1日に終了する期～	社長一族が90%以上の株式を所有する会社について、社長の給料の給与所得控除相当が、法人税の課税対象となる制度を廃止。
	租税特別措置法の延長○、×	各2年間延長	①中小企業者の少額減価償却資産(1点30万円未満)の損金算入・○、②中小企業投資促進税制(1台160万円以上の機械等は、特別償却または税額控除)・○、③交際費の損金不算入・×、など。
	100%グループ会社間の税制の創設○	10年10月～	①資産の譲渡損益はグループ外移転まで繰延べ ②受取配当は全額益金不算入 ③グループ内の寄附金は損益に不算入、など。
所得税・住民税	扶養控除の見直し ×	11年～(所) 12年～(住)	15歳以下の全額と、16歳～18歳の上乗せ分(所得税25万円、住民税12万円)が廃止。
	生命保険料控除の改正○、×	12年新規加入分～	介護医療保険料控除が創設(上限は所得税4万円、住民税2万8千円)。生命保険料控除の一般と年金の12年以後新規加入分の各上限は、所得税4万円住民税2万8千円に引下げ。
	少額上場株式の配当、譲渡益の非課税○	12年～14年	20歳以上の者が証券会社等に開設した、「非課税口座」内の1年当たり100万円までの上場株式については、配当、譲渡益は非課税。
相続税・贈与税	住宅取得資金の贈与の拡大○	10年～11年の贈与	親、祖父母から、合計所得2000万円以下の年に住宅取得資金の贈与を受けた場合、 10年の贈与は1500万円まで非課税 11年の贈与は1000万円まで非課税
	相続時精算課税の特例の延長○	～11年12月末	住宅取得資金の贈与の特例は、特別控除の上乗せ(原則2500万円の上乗せ1000万円)は廃止、親の年齢制限なし(原則は65歳以上)は存続。
	小規模宅地の評価減の特例の改正 ×	10年4月1日の相続～	①申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地を適用対象から除外、 ②共同相続があった宅地は、取得した相続人ごとに適用要件を判定、 ③一棟の建物の敷地のうちに、特定居住用宅地とそれ以外がある場合は、部分ごとに軽減割合を計算
	定期金の評価の改正 ×	10年4月1日の相続・贈与～	給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として解約返戻金相当額で計算。

(その他) ①自動車重量税の引下げ、②たばこ税の引上げ・10年10月1日より1箱300円が400円程度に、③消費税の還付の規制・自販機設置等による還付を規制

(落合 孝裕)